

## 住宅用家屋証明を取得する場合の提出書類について

(3)保存登記済みで未使用の住宅を取得したとき

移転登記、又は抵当権設定の登記に使用

区分	名称	原本・写しの別	備考
必須	住民票(転入手続後のもの)	どちらでも可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入手続前の場合(入居予定であり、住民票の住所が当該家屋の所在地と異なる場合)は、(7)を参照してください。</li> <li>・共有名義の場合、軽減を受けるすべての方の住民票が必要です。</li> </ul>
必須	右記のいずれか一つ 登記完了証(表題登記) 登記事項証明書	どちらでも可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも以下の記載があるもの。 家屋所在地、家屋番号、家屋の種類、構造、床面積、建築(新築)年月日</li> <li>・登記完了証(表題登記)は、書面申請で取得した場合、新築年月日の記載がないことから、加えて表題登記時に受領された登記申請書も必要です。</li> </ul>
必須	未使用証明書	どちらでも可	
該当する場合	【売買の場合】		どちらでも可  ・契約書は物件情報・売買年月日の確認ができるもの。 ・委任状は、売主と買主の両者分が必要になります。
	右記のいずれか一つ	売買契約書	
		売渡証書	
		所有権譲渡証明書	
		登記原因証明情報	
	登記等を委任する旨の委任状		
該当する場合	【競落の場合】		どちらでも可
	代金納付期限通知書(物件目録付き)		
該当する場合	【特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合】		どちらでも可
	・長期優良住宅認定通知書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書		
該当する場合	【併用住宅の場合】		どちらでも可
	・面積算定調書 ・平面図(住宅部分の範囲が分かるもの)等		
該当する場合	【抵当権の設定登記に使用する場合】 (保存登記と同時にしない場合)		どちらでも可
	右記のいずれか一つ	当該家屋を新築するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書	
		当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書	
	登記原因証明情報		